

# アルゼンチン共和国を被告として提起した訴訟の判決が 確定したことについて(お知らせ)

2019年11月19日

債権者各位

- |     |           |                   |
|-----|-----------|-------------------|
| 第4回 | アルゼンチン共和国 | 円貨債券(1996)保有者の皆様へ |
| 第5回 | アルゼンチン共和国 | 円貨債券(1999)保有者の皆様へ |
| 第6回 | アルゼンチン共和国 | 円貨債券(2000)保有者の皆様へ |
| 第7回 | アルゼンチン共和国 | 円貨債券(2000)保有者の皆様へ |

管理会社は、標記各債券(以下「本債券」といいます。)について、本債券の保有者(以下「本債権者」といいます。)の債権の実現を保全するため、2009年6月29日に、アルゼンチン共和国(以下「共和国」といいます。)を被告として、本債券の債権(元利金及び遅延損害金)の全額の支払を請求する訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起しておりました。本件訴訟について、2018年3月26日、差戻し後第一審である東京地方裁判所は、管理会社の請求を全て認める旨の判決を言渡しました。同判決に対して共和国が控訴した控訴審で、東京高等裁判所は、共和国が本年2月22日に開催した本債券の債権者集会における特別決議により和解が成立し、当該和解に基づく和解金全額を共和国が支払ったことから、本債券にかかる債権の全額の消滅を認め、管理会社の請求を全て棄却する旨の判決を本年10月29日に言渡しました。管理会社は、同判決の内容は合理的であると認めて上訴せず、本債権者からの上訴もなかったことから、本年11月12日の経過をもって上記東京高等裁判所の判決が確定し、ここに本件訴訟が終了しましたので、お知らせ致します。

なお、管理会社のホームページ(URLは末尾をご参照ください。)に訴訟の経緯等関連情報を掲載しておりますので、ご参照下さい。

また、上述の和解金をまだお受け取りになられていない本債権者は、下記の債券の管理会社のご照会窓口までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

債券の管理会社

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 第4回債     | 株式会社新生銀行、株式会社三菱UFJ銀行、<br>株式会社みずほ銀行 |
| 第5、6、7回債 | 株式会社三菱UFJ銀行                        |

(ご照会窓口)

株式会社新生銀行 グループ法人企画部 法人業務管理室

電話番号 03-6880-8196

受付時間 平日 午前9時～午後5時

URL:[https://www.shinseibank.com/corporate/about/temporary\\_news/argentina/argentina\\_index.html](https://www.shinseibank.com/corporate/about/temporary_news/argentina/argentina_index.html)

株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部 ローン・キャピタルマーケットグループ 証券市場ミドルチーム

代表電話番号 03-3240-1111

受付時間 平日 午前9時～午後5時

URL:<https://www.bk.mufg.jp/info/argentine/index.html>